

## 議案第 2 号

### 岩見沢市犯罪被害者等支援条例の設定について

岩見沢市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

### 岩見沢市犯罪被害者等支援条例

#### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）及び北海道犯罪被害者等支援条例（平成30年北海道条例第7号。以下「道条例」という。）の規定を踏まえ、犯罪被害者等への支援（犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。以下同じ。）に関し、基本理念を定め、及び市等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援に関する施策を円滑に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び道条例において使用する用語の例による。

#### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等への支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害を生じさ

せることのないよう十分配慮して行われなければならない。

- 3 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、その受けた被害を回復し、又は軽減するために必要な支援が提供されるよう行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等への支援に関する施策を策定し、関係機関等との連携並びに市民等及び事業者の協力の下、実施するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労について十分配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うため、総合的な窓口を設置するものとする。

（関係機関等との連携）

第8条 市は、前条に規定する相談、情報の提供及び助言を適切に行うとともに、犯罪被害者等への支援に関する施策を推進するために、関係機関等との連携を図り、迅速かつ効果的に相互協力を行うことができる体制を構築するものとする。

（見舞金の支給）

第9条 市長は、犯罪被害者の受けた被害（犯罪行為（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。以下同じ。）による死亡若しくは規則で定める重傷病（以下「重傷病」という。）又は規則で定める性犯罪（以下「性犯罪」という。）による被害に限る。）の原因となった犯罪行為が行われた時又は性犯罪があった時において、当該死亡した者の遺族又は当該重傷病を負った者若しくは性犯罪により被害を受けた者が市内に住所を有していた場合、これらの者に対し、見舞金を支給する。

2 見舞金の額は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円
- (3) 性犯罪被害見舞金 10万円

（居住の安定）

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第11条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等への支援の必要性、二次被害防止の重要性、市を含む行政機関、民間団体等が実施している犯罪被害者等への具体的な支援策等について市民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

（犯罪被害者等への支援を行わないことができる場合）

第12条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等への支援を行うことが適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等への支援を行わないことができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 第 9 条の規定は、施行日以後に行われた犯罪行為により死亡した者の遺族若しくは重傷病を負った者又は施行日以後にあった性犯罪により被害を受けた者に対し適用する。

## 議案第 3 号

### 岩見沢市事務分掌条例の一部改正について

岩見沢市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

### 岩見沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

岩見沢市事務分掌条例（昭和 4 5 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「企画財政部  
情報政策部  
健康福祉部」 を 「企画財政部  
健康福祉部」 に改める。

第 3 条総務部の項中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 契約に関する事項

(8) 工事の検査に関する事項

第 3 条企画財政部の項第 7 号中「契約」を「情報政策及び情報システム」に改め、同項第 8 号を削り、同条情報政策部の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 岩見沢市事務分掌条例の一部を改正する条例の概要

### 第 1 改正の趣旨

企画部門と情報部門を統合し、情報政策の総合的な推進を図るため、組織の再編成を行う。

### 第 2 改正の内容

- (1) 契約に関する事項及び工事の検査に関する事項を企画財政部から総務部に移管する。
- (2) 情報政策及び情報システムに関する事項を情報政策部から企画財政部に移管する。

### 第 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

## 議案第 4 号

### 岩見沢市情報公開条例等の一部改正について

岩見沢市情報公開条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

### 岩見沢市情報公開条例等の一部を改正する条例

(岩見沢市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 岩見沢市情報公開条例（平成 14 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岩見沢市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 2 条 岩見沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 3 項各号列記以外の部分及び第 4 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 一般職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 16 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岩見沢市恩給条例の一部改正)

第 4 条 岩見沢市恩給条例（昭和 29 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 4 項第 2 号及び第 49 条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(岩見沢市一般職の職員の退職手当支給に関する条例の一部改正)

第5条 岩見沢市一般職の職員の退職手当支給に関する条例（昭和63年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岩見沢市における散骨の適正化に関する条例の一部改正)

第6条 岩見沢市における散骨の適正化に関する条例（平成19年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岩見沢市鉄北地域振興センター条例の一部改正)

第7条 岩見沢市鉄北地域振興センター条例（平成19年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第6号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岩見沢市公設卸売市場条例の一部改正)

第8条 岩見沢市公設卸売市場条例（昭和47年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項第2号及び第15条第3項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治4

0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。) 第 1 2 条に規定する懲役 (以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮 (以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。) 又は旧刑法第 1 6 条に規定する拘留 (以下「旧拘留」という。) が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第 3 条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 4 条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和 4 年法律第 6 8 号) 並びにこの条例 (以下「刑法等一部改正法等」という。) の施行前に犯した禁錮以上の刑 (死刑を除く。) が定められている罪につき起訴をされた者は、第 3 条の規定による改正後の一般職員の給与に関する条例第 1 6 条の 3 第 1 項 (第 1 号に係る部分に限る。) 及び第 5 項 (第 3 号に係る部分に限る。) の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(岩見沢市一般職の職員の退職手当支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 5 条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑 (死刑を除く。) が定められている罪につき起訴をされた者は、第 5 条の規定による改正後の岩見沢市一般職の職員の退職手当支給に関する条例第 1 3 条第 1 項及び第 5 項、第 1 4 条第 1 項 (第 1 号に係る部分に限る。) 並びに第 1 7 条第 4 項並びに岩見沢市一般職の職員の退職手当支給に関する条例第 1 7 条第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。



## 議案第 5 号

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に  
関する条例の一部改正について

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に  
関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 8 項」を「第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 12 項」を「第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 14 項」を「第 15 項」に改め、同条第 5 号中「第 10 項」を「第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



## 議案第 6 号

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び地方公務員法の  
一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び地方公務員法の一部改正  
に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び地方公務員法の  
一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例の一部改正)

第 1 条 岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例（昭和 26 年条例第 5  
0 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項中「規則で定める者」の次に「(第 22 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。)」を加える。

第 22 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 22 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする  
状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との  
両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援  
制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等  
の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員  
の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度  
（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する

事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 22 条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第 2 条 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び地方公務員法の一部  
改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正（令和 6 年法律第 4 2 号）に伴い、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

- (1) 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等（第 1 条関係）
  - ア 介護を申し出た職員に対する個別の周知及び意向確認（改正後の岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例第 2 2 条の 3 関係）
  - イ 勤務環境の整備（改正後の岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例第 2 2 条の 4 関係）
- (2) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 7 2 号）附則第 2 0 条の規定により、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 9 条第 3 項が同条第 2 項に繰り上がることに伴う引用規定の整理（第 2 条関係）

第 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日



## 議案第 7 号

非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例及び岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例及び岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例及び岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第1条 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考第2項中「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第14条及び第15条に規定する」を「市長が別に定める」に改める。

(岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項中「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第14条及び第15条に規定する」を「市長が別に定める」に

改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に  
関する条例及び岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一  
部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

国家公務員の旅費制度の見直しに係る国家公務員等の旅費に関する法律等  
の一部改正に伴い、当市における旅費に係る規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

国家公務員等の旅費支給規程の一部改正を受け、非常勤特別職職員の報酬  
及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例別表第 2 備考第 2 項及び  
岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例別表第 1 備考第 2 項中、宿泊料  
に係る「甲地方」について、所要の規定の整備を行う。

| 現行                                                    | 改正後        |
|-------------------------------------------------------|------------|
| 国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）第 14 条及び第 15 条に規定する地域 | 市長が別に定める地域 |

第 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日



## 議案第 8 号

岩見沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例  
の一部改正について

岩見沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例  
の一部を改正する条例

岩見沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 19 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の岩見沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の規定は、施行日以後に新たに締結する契約について適用する。



## 議案第 9 号

### 岩見沢市手数料条例の一部改正について

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

### 岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例

岩見沢市手数料条例(平成12年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表建築物確認等申請手数料の部第1項第4号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、「(確認の特例の場合にあつては、42,000円)」を削り、同項第5号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同項備考第1項第3号中「建築物を移転する場合」を「建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合」に、「当該移転」を「当該移転、修繕又は模様替」に改め、同項第4号中「変更して建築物を移転する場合」を「変更して建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合」に改め、同備考に次の1項を加える。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合にあつては一の建築物につき、この項に規定する金額に第7項に定める金額を加算した金額とする。

別表建築物確認等申請手数料の部中第11項を第15項とし、第7項から第10項までを4項ずつ繰り下げ、第6項を第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

|    |            |                |
|----|------------|----------------|
| 10 | 仮使用認定申請手数料 | 1件につき 130,000円 |
|----|------------|----------------|

別表建築物確認等申請手数料の部中第5項を第8項とし、第4項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

|   |                                                                        |               |
|---|------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 7 | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合に加算する金額 |               |
|   | (1) 一戸建ての住宅                                                            | 1件につき 7,500円  |
|   | (2) 共同住宅（長屋等を含む。）                                                      | 1件につき 30,000円 |

別表建築物確認等申請手数料の部第3項第1号中「17,000円」を「20,000円」に改め、同項第2号中「20,000円」を「24,000円」に改め、同項第3号中「27,000円」を「32,000円」に改め、同項第4号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「35,000円」を「42,000円」に改め、「（検査の特例の場合にあっては、31,000円）」を削り、同項第5号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「57,000円」を「68,000円」に改め、同項備考第1項中「建築物を移転した場合」を「建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合」に、「当該移転」を「当該移転、修繕又は模様替」に改め、同部第3項を同部第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

|   |                                                                                    |               |
|---|------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 5 | 建築設備に関する完了検査申請又は完了通知に係る手数料                                                         |               |
|   | (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合                                                             | 1件につき 18,000円 |
|   | (2) 岩見沢市の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けていない建築設備の計画に記載された建築設備又は岩見沢市の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた建築設備の計 | 1件につき 25,000円 |

|  |                                                                                                                            |                 |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
|  | 面に記載されていない建築設備の場合                                                                                                          |                 |
|  | (3) 建築設備の計画の変更により、岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた建築設備の計画に記載された建築設備を変更したことがある当該建築設備の場合（当該計画の変更について岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けていない場合に限る。） | 1 件につき 19,000 円 |

別表建築物確認等申請手数料の部中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

|   |                                                                                                              |                 |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 2 | 建築設備に関する確認申請又は計画通知に係る手数料                                                                                     |                 |
|   | (1) 建築設備を設置する場合（次号及び第 3 号に掲げる場合を除く。）                                                                         | 1 件につき 18,000 円 |
|   | (2) 岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた建築設備の計画に記載された建築設備を変更する場合                                                          | 1 件につき 12,000 円 |
|   | (3) 指定確認検査機関又は北海道の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた建築設備の計画に記載された建築設備（岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた建築設備の計画に記載された建築設備を除く。）を変更する場合 | 1 件につき 19,000 円 |

別表低炭素建築物等認定申請手数料の部第 1 項第 4 号ア(7)中「第 15 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に改める。

別表建築物エネルギー消費性能向上計画等認定申請手数料の部を次のように改める。

| 建築物エネルギー消費性能向上計画等認定申請手数料 |                                       |
|--------------------------|---------------------------------------|
| 1                        | 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料                  |
|                          | (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画 1 件につき、次に掲げる場合の区 |

分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第１条第１項第２号イ(１)及びロ(１)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合  
次に掲げる当該計画に係る１棟の建築物の住宅部分（増築又は改築の場合にあつては当該増築又は改築に係る部分に限り、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。以下この項、次項及び第３項において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| a 床面積の合計が２００平方メートル以内のもの  | ３９，０００円 |
| b 床面積の合計が２００平方メートルを超えるもの | ４３，６００円 |

(イ) 基準省令第１条第１項第２号イ(１)及びロ(２)又は同号イ(２)及びロ(１)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る１棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| a 床面積の合計が２００平方メートル以内のもの  | ２９，３００円 |
| b 床面積の合計が２００平方メートルを超えるもの | ３２，４００円 |

イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第１条第１項第２号イ(１)及びロ(１)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合  
次に掲げる当該計画に係る１棟の建築物の住宅部分の床面積の合計

|                                                                                                                                                                                                                                                     |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                                                                                                                                                                                                                  |           |
| a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの                                                                                                                                                                                                                           | 78,300 円  |
| b 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの                                                                                                                                                                                                                          | 130,000 円 |
| (イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                                                                                         |           |
| a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの                                                                                                                                                                                                                           | 58,100 円  |
| b 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの                                                                                                                                                                                                                          | 97,000 円  |
| ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                                                                                                                                                                |           |
| (ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項、次項及び第 3 項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。（イ）並びに次項ウ(ア)及び(イ)並びに第 3 項ウ(ア)及び(イ)において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 |           |
| a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの                                                                                                                                                                                                                           | 257,000 円 |
| b 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの                                                                                                                                                                                                                          | 322,000 円 |
| (イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに                                                                                                                                                                                                             |           |

|                                                                                                              |                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                               |                        |
| a 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの                                                                                  | 9 8 , 8 0 0 円          |
| b 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超えるもの                                                                                 | 1 2 5 , 0 0 0 円        |
| (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                  |                        |
| a 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの                                                                                  | 1 1 , 0 0 0 円          |
| b 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超えるもの                                                                                 | 1 8 , 9 0 0 円          |
| 備考                                                                                                           |                        |
| 1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、ア及びウに規定する金額を合計した金額とする。 |                        |
| 2 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、イ及びウに規定する金額を合計した金額とする。           |                        |
| 2                                                                                                            | 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料 |
| (1) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画 1 件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                                    |                        |
| ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                 |                        |

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの  | 22,500円 |
| b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの | 24,800円 |

(イ) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの  | 17,700円 |
| b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの | 19,200円 |

イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの  | 44,900円 |
| b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの | 77,200円 |

(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、

|                                                                                                                       |                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                                        |                 |
| a 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの                                                                                           | 3 4 , 8 0 0 円   |
| b 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超えるもの                                                                                          | 6 0 , 7 0 0 円   |
| ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                                  |                 |
| (ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 |                 |
| a 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの                                                                                           | 1 3 4 , 0 0 0 円 |
| b 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超えるもの                                                                                          | 1 7 0 , 0 0 0 円 |
| (イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 |                 |
| a 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの                                                                                           | 5 4 , 9 0 0 円   |
| b 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超えるもの                                                                                          | 7 2 , 2 0 0 円   |
| (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                           |                 |
| a 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの                                                                                           | 1 1 , 0 0 0 円   |

|   |                                                                                                                                                                                                                               |                        |         |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------|
|   |                                                                                                                                                                                                                               | 内のもの                   |         |
|   | b                                                                                                                                                                                                                             | 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの | 18,900円 |
|   | 備考                                                                                                                                                                                                                            |                        |         |
|   | <p>1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、ア及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>2 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、イ及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p> |                        |         |
| 3 | 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料                                                                                                                                                                                                |                        |         |
|   | (1) 軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                                                                                                                                                    |                        |         |
|   | ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                                                                                                                                           |                        |         |
|   | (ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項第1号ア(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額                                                                                             |                        |         |
|   | (イ) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について前項第1号ア(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額                                                                                              |                        |         |
|   | イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                                                                                                                                                   |                        |         |
|   | (ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係                                                                                                                                                           |                        |         |

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | <p>る 1 棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項第 1 号イ (ア) に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p> <p>(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第 1 条第 1 項第 2 号 (1) 及びロ (2) 又は同号イ (2) 及びロ (1) に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る 1 棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項第 1 号イ (イ) に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p>                                                                                                                                                                                                                              |
|   | <p>ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る 1 棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項第 1 号ウ (ア) に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p> <p>(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 当該計画に係る 1 棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項第 1 号ウ (イ) に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p> <p>(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる場合以外の場合 当該計画に係る 1 棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項第 1 号ウ (ウ) に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p> |
|   | <p>備考</p> <p>1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、ア及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>2 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、イ及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 4 | 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

(1) 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が１戸のものに限る。ア、イ及びウにおいて同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあっては、７，０００円）

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| (ア) 床面積の合計が２００平方メートル以内のもの  | ４０，４００円 |
| (イ) 床面積の合計が２００平方メートルを超えるもの | ４４，９００円 |

イ 基準省令第１０条第２号イ(１)及びロ(２)又は同号イ(２)及びロ(１)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| (ア) 床面積の合計が２００平方メートル以内のもの  | ３０，６００円 |
| (イ) 床面積の合計が２００平方メートルを超えるもの | ３３，７００円 |

ウ 基準省令第１０条第２号イ(２)及びロ(２)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| (ア) 床面積の合計が２００平方メートル以内のもの  | ２１，６００円 |
| (イ) 床面積の合計が２００平方メートルを超えるもの | ２３，２００円 |

(2) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。第3号及び第4号において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（第3号及び第4号に掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、アに定める金額）

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

|                       |                                         |
|-----------------------|-----------------------------------------|
| (ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの | 79,700円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)  |
| (イ) 住宅の戸数が5戸以上のもの     | 131,000円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円) |

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

|                            |                                         |
|----------------------------|-----------------------------------------|
| (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの  | 79,700円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)  |
| (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの | 131,000円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円) |

(3) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、アに定める金額）

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

|                        |                                        |
|------------------------|----------------------------------------|
| (ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの  | 59,400円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円) |
| (イ) 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの | 98,800円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円) |

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

|                            |                                        |
|----------------------------|----------------------------------------|
| (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの  | 59,400円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円) |
| (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの | 98,800円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円) |

(4) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合

合 当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、アに定める金額）

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

|                           |                                          |
|---------------------------|------------------------------------------|
| (ア) 住宅の戸数が 2 戸以上 4 戸以内のもの | 39,200 円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円) |
| (イ) 住宅の戸数が 5 戸以上のもの       | 66,500 円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200 円) |

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

|                              |                                          |
|------------------------------|------------------------------------------|
| (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの  | 39,200 円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円) |
| (イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの | 66,500 円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200 円) |

(5) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 基準省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物又は複合建築物の非

住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

|                              |                                           |
|------------------------------|-------------------------------------------|
| (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの  | 259,000 円<br>(判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円) |
| (イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの | 324,000 円<br>(判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100 円) |

イ 基準省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

|                              |                                           |
|------------------------------|-------------------------------------------|
| (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの  | 100,000 円<br>(判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円) |
| (イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの | 126,000 円<br>(判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100 円) |

#### 備考

- 1 複合建築物（住宅の戸数が 1 戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、第 1 号及び第 5 号に規定する金額を合計した金額とする。
- 2 複合建築物（住宅の戸数が 1 戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、第 2 号及び第 5 号、第 3 号及び第 5 号又は第 4 号及び第 5 号に規定する金額を合計した金額とする。
- 3 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されて

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                          |              |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
|   | <p>いる場合にあつては、同項に規定する申請建築物（以下この項及び次項において「申請建築物」という。）及び同条第3項に規定する他の建築物（次項において「他の建築物」という。）のそれぞれについてこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。</p> <p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料の項の規定により算定した金額（申請建築物に係る手数料の金額に限る。）を加算した金額とする。</p> |              |
| 5 | 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料                                                                                                                                                                                                                                                |              |
|   | (1) 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合                                                                                                                                                                                                                                            | 1棟につき 1,000円 |
|   | (2) 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。ア、イ及びウにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円）                                                                                                                                                    |              |
|   | ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                                                                                                                                                                            |              |
|   | (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの                                                                                                                                                                                                                                                | 23,800円      |
|   | (イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの                                                                                                                                                                                                                                               | 26,000円      |
|   | イ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                                                                                                                |              |
|   | (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの                                                                                                                                                                                                                                                | 19,000円      |

|                                                                                                                                                                                                                                 |                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| (イ) 床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの                                                                                                                                                                                                    | 20,600 円                                 |
| ウ 基準省令第 10 条第 2 号イ (2) 及びロ (2) に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                                                                             |                                          |
| (ア) 床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの                                                                                                                                                                                                     | 14,000 円                                 |
| (イ) 床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの                                                                                                                                                                                                    | 14,800 円                                 |
| (3) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が 1 戸のものを除く。第 4 号及び第 5 号において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（第 4 号及び第 5 号に掲げる場合を除く。） 当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第 14 条第 2 項第 2 号に掲げる住宅にあっては、アに定める金額） |                                          |
| ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                                                                                                                                                         |                                          |
| (ア) 住宅の戸数が 2 戸以上 4 戸以内のもの                                                                                                                                                                                                       | 46,000 円<br>（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円） |
| (イ) 住宅の戸数が 5 戸以上のもの                                                                                                                                                                                                             | 78,100 円<br>（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200 円） |
| イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に                                                                                                                                                                |                                          |

|                                                                                                                                                                                       |                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 定める金額                                                                                                                                                                                 |                                          |
| (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの                                                                                                                                                           | 46,000 円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円) |
| (イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの                                                                                                                                                          | 78,100 円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200 円) |
| (4) 基準省令第 10 条第 2 号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、アに定める金額) |                                          |
| ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                                                                                                               |                                          |
| (ア) 住宅の戸数が 2 戸以上 4 戸以内のもの                                                                                                                                                             | 36,200 円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円) |
| (イ) 住宅の戸数が 5 戸以上のもの                                                                                                                                                                   | 62,400 円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200 円) |
| イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                                                                                                 |                                          |

|                                                                                                                                                                         |                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの                                                                                                                                             | 36,200 円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円) |
| (イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの                                                                                                                                            | 62,400 円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200 円) |
| (5) 基準省令第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、アに定める金額) |                                          |
| ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                                                                                                 |                                          |
| (ア) 住宅の戸数が 2 戸以上 4 戸以内のもの                                                                                                                                               | 25,400 円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円) |
| (イ) 住宅の戸数が 5 戸以上のもの                                                                                                                                                     | 45,100 円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200 円) |
| イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                                                                                   |                                          |
| (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの                                                                                                                                             | 25,400 円<br>(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200 円) |

|                                                                                                                                  |                            |                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------|
|                                                                                                                                  |                            | 場合にあっては、１２，２<br>００円)                            |
| (イ)                                                                                                                              | 床面積の合計が３００平方メートルを<br>超えるもの | ４５，１００円<br>(評価機関審査を受けた<br>場合にあっては、２４，２<br>００円)  |
| (6) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                                                            |                            |                                                 |
| ア 基準省令第１０条第１号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る１棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 |                            |                                                 |
| (ア)                                                                                                                              | 床面積の合計が３００平方メートル以<br>内のもの  | １３５，０００円<br>(判定機関審査を受けた<br>場合にあっては、１２，２<br>００円) |
| (イ)                                                                                                                              | 床面積の合計が３００平方メートルを<br>超えるもの | １７２，０００円<br>(判定機関審査を受けた<br>場合にあっては、２０，１<br>００円) |
| イ 基準省令第１０条第１号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る１棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 |                            |                                                 |
| (ア)                                                                                                                              | 床面積の合計が３００平方メートル以<br>内のもの  | ５６，２００円<br>(判定機関審査を受けた<br>場合にあっては、１２，２<br>００円)  |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                          |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
|  | (イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 73,600 円<br>(判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100 円) |
|  | (7) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合 前項(備考第 3 項及び備考第 4 項を除く。)の規定の例により算定した金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                          |
|  | <p>備考</p> <p>1 複合建築物(住宅の戸数が 1 戸のものに限る。)の全体の変更認定を申請する場合は、第 2 号及び第 6 号に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>2 複合建築物(住宅の戸数が 1 戸のものを除く。)の全体の変更認定を申請する場合は、第 3 号及び第 6 号、第 4 号及び第 6 号又は第 5 号及び第 6 号に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>3 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該計画の変更に係る建築物 1 棟ごとにこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。</p> <p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料の項の規定により算定した金額(申請建築物に係る手数料の金額に限る。)を加算した金額とする。</p> |                                          |

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の岩見沢市手数料条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。



## 議案第10号

岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩見沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩見沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩見沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(岩見沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 岩見沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは

管理栄養士」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 1 1 号

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 4 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 家庭系廃棄物処理手数料の部燃やせるごみ燃やせないごみの項中「2 円」を「3 円」に改め、同部処理施設搬入の項中「1 0 0 円」を「1 5 0 円」に改め、同表事業系廃棄物処理手数料の部中「1 0 0 円」を「1 5 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 1 の規定は、施行日以後に交付される指定袋及び処理施設に搬入される廃棄物について適用し、施行日前に交付された指定袋及び処理施設に搬入された廃棄物については、なお従前の例による。



## 議案第 12 号

### 岩見沢市国民健康保険条例の一部改正について

岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

### 岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岩見沢市国民健康保険条例（昭和 48 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 6 中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 14 条の 6 の 10 中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 22 条第 1 項各号列記以外の部分中「65 万円」を「66 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5 千円」を「30 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5 千円」を「56 万円」に改め、同条第 3 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 4 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 22 条の 5 第 1 項各号列記以外の部分中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 7 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 8 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岩見沢市国民健康保険条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 議案第 13 号

### 岩見沢市水道事業給水条例の一部改正について

岩見沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

### 岩見沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例

岩見沢市水道事業給水条例（昭和 31 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「1 箇所」を「1 か所」に改める。

第 11 条本文中「1 箇所」を「1 か所」に改め、同条ただし書中「2 箇所」を「2 か所」に改める。

第 33 条第 1 号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2 年以上水道」を「又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「経験を有する者」の次に「（1 年 6 か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校」の次

に「(次号において「短期大学等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「(2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第4号から第8号までを次のように改める。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第33条第8号の次に次の3号を加える。

- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以

上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第34条第1項第1号中「の規定により布設工事監督者となる資格」を「第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、同項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同項第4号中「第4号」を「第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項第5号中「外国の学校において、」の次に「前条第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に、「各号の学校」を「各号に規定する学校」に改め、同項第6号の次に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）

であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第34条第2項中「1,000立方メートル」を「10,000立方メートル」に改め、「前項」の次に「第1号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、同項」を加え、「6箇月」を「6か月」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年3月31日以前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の岩見沢市水道事業給水条例第33条第10号及び第34条第1項第7号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

議案第 14 号

工事基本協定の締結について

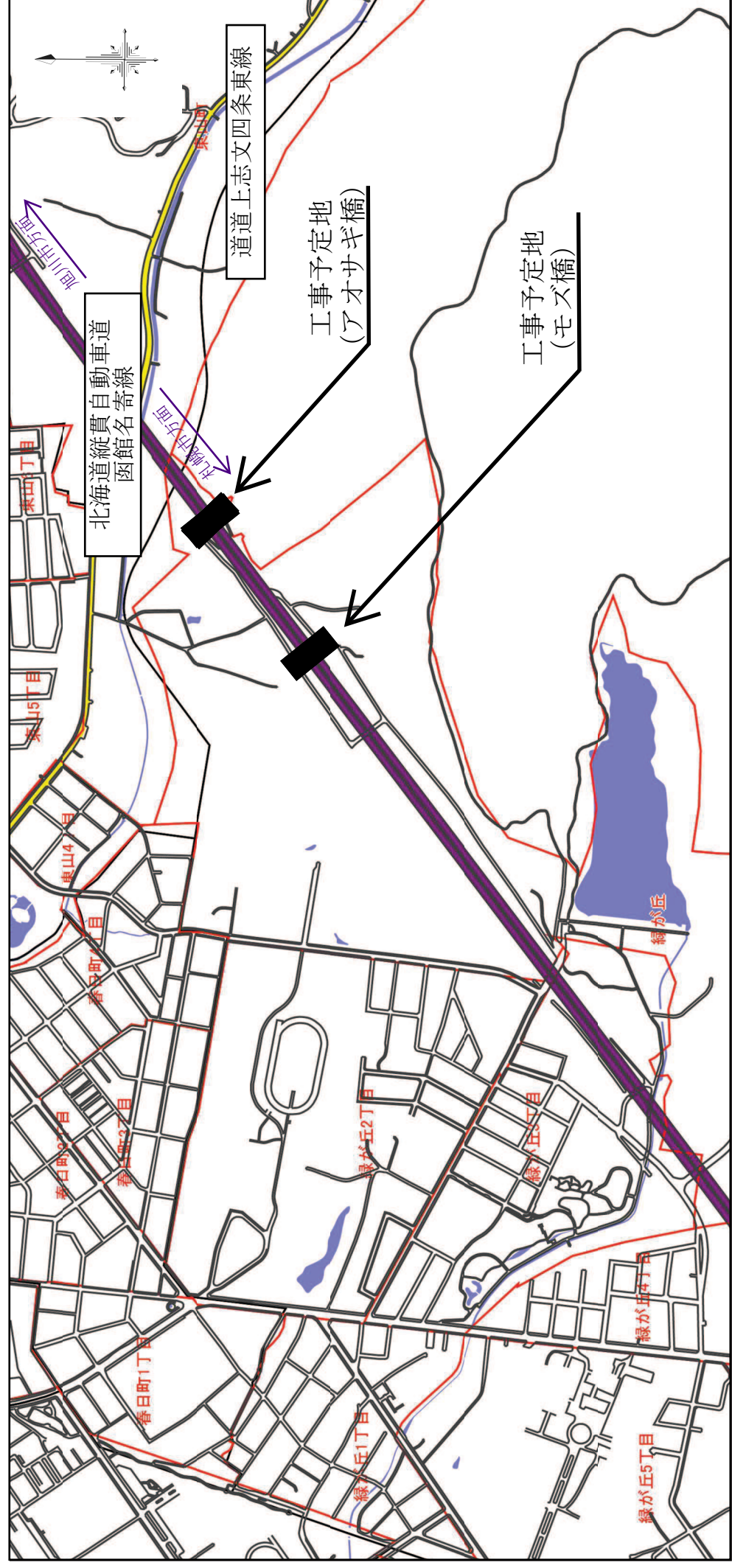
次のとおり工事基本協定を締結する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

- 1 協定の目的 高速道路跨道橋撤去工事
- 2 協定の金額 475,629,000円
- 3 協定の相手方 札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号  
東日本高速道路株式会社北海道支社  
支社長 堀 圭 一

高速道路跨道橋撤去工事 位置図



高速道路跨道橋撤去工事の概要

- 1 工事場所 岩見沢市緑が丘
- 2 規 模 (1) モズ橋  
橋長 44.64メートル、幅員 7.0メートル  
(2) アオサギ橋  
橋長 45.54メートル、幅員 8.5メートル
- 3 工事内訳 高速道路を跨ぐ老朽化した橋梁の撤去
- 4 予定工期 令和 7 年度から令和 11 年度まで
- 5 予 算 額 令和 6 年度予算額 0 円  
令和 6 年度債務負担行為限度額（令和 7 年度～令和 11 年度） 475,800,000 円
- 6 本議案の協定金額 475,629,000 円



議案第 15 号

市道路線の廃止について

道路法第 10 条第 3 項の規定により、市道の路線を次のとおり廃止する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

廃止路線

| 図面<br>番号 | 認定<br>番号 | 路 線 名     | 区<br>域 | 起 点（地先）             | 幅員<br><br>（m） | 延長<br><br>（m） | 重要な<br>経過地 | 備 考 |
|----------|----------|-----------|--------|---------------------|---------------|---------------|------------|-----|
|          |          |           |        | 終 点（地先）             |               |               |            |     |
| ①        | 2402     | 栗 丘 2 号 線 |        | 栗 沢 町 栗 丘 1 2 5 - 2 | 3.63          | 537           |            |     |
|          |          |           |        | 栗 沢 町 栗 丘 1 0 1 - 1 | ～27.27        |               |            |     |



縮尺 1 : 10000

